

白山都市計画土地区画整理事業の決定（白山市決定）

白山都市計画 白山市部入道町土地区画整理事業を次のように決定する。

| | | |
|---------------------------------|--------------------|---|
| 名 称 | 白山市部入道町土地区画整理事業 | |
| 面 積 | 約 9.7 h a | |
| 公 共 施 設 の 配 置 | 道 路 | 概 要 （都）四十万安養寺線に接続する幅員 12.0mの補助幹線道路、柴木町へ接続する幅員 12.0mの補助幹線道路を配置する。 補助幹線道路を中心に、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6.0～9.0 mの区画道路を配置する。 |
| | 公 園 及 び 緑 地 | 公園は地区面積の 3%以上を確保し、街区公園を配置する。 |
| | そ の 他 の 公 共 施 設 | 宅地及び道路の計画に沿った水路及び雨水調整池の整備を図る。 |
| | 宅 地 の 整 備 | 施行区域を横断する補助幹線道路を中心に、隣接する既存集落や周辺の土地利用との調和を図りながら、利便性の高い生活を送ることのできる良好な住宅地を配置する。街区の規模は、長辺 60～200m、短辺 30～40mを標準とする。 |

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は、近傍に保育施設や小中学校、文化施設、商業施設などが立地しており、生活の利便性が高く、人口の増加がみられている地域である。このような土地の特性を活かし、人口増加・住宅需要の受け皿となる新たな住宅地の整備を計画している。さらに、地区南側では、既存の住環境に配慮しつつ、周辺工業地と調和した工業地を計画している。

これらの配置に際し、用途の混在を避けるゾーン分けを行い、もって計画的な市街地を形成するため、土地区画整理事業を施行し、都市基盤の整備、無秩序な市街化の防止、良好な住宅地の供給、住環境に配慮した工業地の整備を図る。